

VI 規正法の罰則

1 寄附の制限に違反したときは、どのような罰則が適用されますか。

規正法は、諸規定が正しく履行されるように、それを担保する意味で罰則が規定されています。

したがって、規正法違反の罪を犯した者は、それぞれの罪状に応じて処罰されます。

また、処罰を受けた者は、さらに、一定期間、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止され、投票することも、立候補することもできません。停止期間は、犯した罪や刑罰の種類によって異なります。

主な罰則は次のようになっています。

1 規正法の寄附の制限に適用される罰則

禁止されている寄附	規正法関係条文	罰則	規正法関係条文
1 政治団体届出前の寄附の受領・支出	8	5年以下の禁錮 又は 100万円以下の罰金	23
2 会社・労組等の寄附制限	21①	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	26 I
3 会社等への制限を超える寄附の勧誘・要求	21③	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅱ
4 政治家の政治活動に関する寄附	21の2①	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅰ
5 総枠制限を超える寄附	21の3①②③	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅰ
6 個別制限を超える寄附	22①②	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅰ
7 会社等の寄附、公職の候補者への寄附、総枠・個別制限を超える寄附等の受領	22の2	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
8 補助金等交付団体の寄附	22の3①②	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	26の2 I
9 補助金等交付団体の寄附の勧誘・要求	22の3⑤	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅱ
10 補助金等交付団体の寄附の受領	22の3⑥	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
11 外国人・外国法人等からの寄附の受領	22の5①	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
12 匿名の寄附	22の6①	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅳ
13 匿名の寄附の受領	22の6③	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
14 赤字会社からの寄附	22の4①	50万円以下の罰金	26の3 I
15 赤字会社からの寄附の受領	22の4②	50万円以下の罰金	Ⅱ
16 業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法での寄附のあっせん行為	22の7①	6ヵ月以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金	26の4 I
17 寄附等への公務員の関与等	22の9①	6ヵ月以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金	Ⅲ
18 寄附等への公務員の関与等の請求	22の9②	6ヵ月以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金	Ⅳ
19 寄附者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他から控除による方法での寄附のあっせんをした者	22の7②	20万円以下の罰金	26の5

注 1： 上記の「14～15」及び「19」以外の罪を犯した者には、情状により、懲役又は禁錮及び罰金を併科されることがあります（規正法27条①）。

注 2： 上記の「1～19」又は注1の罪で罰金刑に処せられた者は、その裁判の確定の日から5年間選挙権及び被選挙権が停止されますし、禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判の確定の日から刑の確定執行が終わるまでの間及びその後5年間は選挙権及び被選挙権が停止されます（規正法28条）。

2 公選法の寄附の制限に適用される罰則

禁止されている寄附		公選法 関係条文	罰 則	公 選 法 関 係 条 文
1	飲食物の提供禁止	公選法 139	2年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	243① I
2	出納責任者の届出前の寄附の受領・支出	184	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	246① I
3	請負者等の寄附	199①	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	248①
4	会社等の特定の寄附	199	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	”②
5	特定の者に対する寄附の勧誘・要求等	200①②	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	249
6	公職の候補者の当該選挙に関する寄附	199の2①	1年以下の禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2①
7	公職の候補者の社交の程度を超える寄附	”	1年以下の禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2①②
8	公職の候補者の選挙に関しない寄附及び社交の程度を超えない禁止される寄附	”	50万円以下の罰金	249の2③
9	公職の候補者を名義人とする寄附	199の2②	50万円以下の罰金	249の2④
10	公職の候補者を威迫した寄附の勧誘・要求	199の2③	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2⑤
11	公職の候補者の当選又は被選挙権を失わせる目的の寄附の勧誘・要求	199の2③	3年以下の懲役若しくは禁錮 又は50万円以下の罰金	249の2⑥
12	公職の候補者以外の者を威迫した政治家名義の寄附の勧誘・要求	199の2④	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2⑦
13	公職の候補者の関係会社等の選挙に関する寄附	199の3	50万円以下の罰金	249の3
14	公職の候補者の氏名を冠した団体の寄附	199の4	50万円以下の罰金	249の4
15	後援団体の寄附	199の5①	50万円以下の罰金	249の5①
16	後援団体の集会等における饗応接待又は金銭若しくは物品等の供与をしたもの	199の5②	50万円以下の罰金	249の5②
17	法人・団体等が後援団体の集会等における饗応接待又は金銭若しくは物品等の供与	199の5②	50万円以下の罰金	249の5③
18	公職の候補者の後援団体への一定期間内の寄附	199の5③	50万円以下の罰金	249の5④

注 1：上記の「2～7」及び「10～12」の罪を犯した者には、情状により、懲役又は禁錮及び罰金を併科される場合があります（公選法 250条①）。

2：重大な過失により上記「2～7」の罪を犯した者も、処罰されることがあります（公選法 250条②）。

2 寄附の制限以外にも罰則がありますか。

規正法において寄附の制限に違反した罰則以外にも、次のような行為について罰則を規定しています。

その主な内容は次のとおりです。

	罰 則	該 当 条 文
24条	I 3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	9条、18条③、19条の4に違反して、会計帳簿を備えず・未記載・虚偽記入をした者
	II ”	10条に違反して、明細書の未提出・未記載・虚偽記入をした者
	III ”	11条に違反して、領収書の未徴取・未送付・虚偽記入をした者
	IV ”	16条①(19条の11②の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に違反して、会計帳簿等の保存をしない者

24 条	V	''	16 条①(19 条の 11②の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿等に虚偽記入をした者
	VI	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	15 条の規定による事務の引継をしない者
	VII	''	31 条の規定により求められた説明の拒否、虚偽説明、又は収支報告書等の訂正命令に違反した者
25 条①	I	5 年以下の禁錮又は 100 万円以下の罰金	12 条、17 条に違反して、収支報告書等を提出しなかった者
	102	''	19 条の 14 に違反して政治資金監査報告書を提出しなかった者
	II	''	12 条、17 条、18 条④、19 条の 5 に違反して、収支報告書等への記載すべき事項を記載しなかった者
	III	''	12 条①、17 条①の収支報告書等に虚偽の記入をした者
25 条②		50 万円以下の罰金	25 条①において、政治団体の代表者が、会計責任者の選任等について相当の注意を怠ったとき(17 条を除く。)
26 条の 2	V	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	22 条の 8④で準用する 22 条の 6①に違反して匿名で政治資金パーティーの対価の支払いをした者
	VI	''	22 条の 8④で準用する 22 条の 6③に違反して匿名で政治資金パーティーの対価の支払いを受けた者
26 条の 3	III	50 万円以下の罰金	22 条の 8①に違反して、パーティーの対価の支払いの限度額を超えて支払いを受けた者
	IV	''	22 条の 8②に違反して政治資金パーティーの告知をしなかった者
	V	''	22 条の 8③に違反して、パーティーの対価の支払いの限度額を超えて支払いをした者
26 条の 4	II	6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	22 条の 8④で準用する 22 条の 7①に違反して、政治資金パーティー対価の支払いのあっせんをした者
	III	''	22 条の 9①に違反して、政治資金パーティーの対価の支払い等に関与した公務員
	IV	''	22 条の 9②に違反して、公務員等に対し政治資金パーティーの対価の支払い等の関与を求めた者
26 条の 5	II	20 万円以下の罰金	22 条の 8④で準用する 22 条の 7②に違反して、パーティー対価の支払いをしようとする者の意思に反して、その者の賃金等から控除する方法により集めた者
26 条の 6		30 万円以下の罰金	19 条の 13③の政治資金監査報告書に虚偽記載をした者
26 条の 7		1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	19 条の 28 又は 19 条の 32⑦に違反して、秘密を漏らした者
27 条①		禁錮及び罰金の併科	23 条、24 条、25 条①、26 条、26 条の 2、26 条の 4
27 条②		重大な過失による処罰(情状酌量)	24 条、25 条①

- ※ 1 23 条から 26 条の 5 まで及び 27 条②の罰金刑は、裁判確定日から 5 年間……公民権は停止される (28 条①)
- 2 23 条、24 条、25 条①、26 条、26 条の 2、26 条の 4 及び 27 条②の禁錮刑は、裁判確定日から、①刑の執行を終わるまでの間・刑の時効を除き刑の執行免除を受けるまでの間及びその後 5 年間、又は②刑の執行を受けることがなくなるまでの間……公民権は停止される (28 条②)